社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 理事長 島野 哲幸

新型コロナウイルス感染症への対応について(その2)

新型コロナウイルス感染症については、4月7日に東京都などに緊急事態宣言が出されるなど、予断を許さない状況が続いております。また、浜松市においても、3/28 に続き、3/31、4/1、4/7、4/8 と 7人の感染者が確認されており、引き続き、感染拡大防止対策が必要になっております。

本事業団の診療所や福祉施設は、特に健康に注意が必要な方々が利用する施設であることから、さらなる感染予防に努めてまいりますので、ご利用者並びにご家族等関係される方におかれましては、下記事項へのご協力をお願いいたします。

記

1 手洗い、うがい、咳エチケットの励行

感染予防対策の基本である手洗いやうがい、マスクの着用(できる限り)をお願いします。

2 緊急事態宣言対象地域への外出等の自粛

浜松市長のメッセージ (4/7) にもあるように「ウイルスを持ち込まない、持ち込ませない」ことを原則とします。緊急事態宣言対象地域等(*1)への外出等は、お控えください。

また、政府の基本的対処方針に「不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力さけるよう」とあり、静岡市などで帰省した方が感染源になったとみられるケースも出ていることから、緊急事態宣言対象地域からのご家族の帰省にも十分なご配慮をお願いします。

本通知後、①緊急事態宣言対象地域等に外出されたとき(家族を含む)又は②緊急事態宣言対象地域等に在住・滞在された方と接触があったときは、施設にご相談下さい。この場合、施設の感染予防のため、2週間程度、施設利用をお休みいただくことがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

(*1) 緊急事態宣言対象地域は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県(4/13 現在)ですが、感染者が100人を超えている愛知県、京都府、北海道も同様の扱いとします。(この通知において「緊急事態宣言対象地域等」という。)

3「三つの密」の回避

市内や県内であっても、屋内で 50 人以上が集まる集会やイベントには参加を自粛してください。

また、50人未満でも、「三つの密」(*2)を徹底的に回避する対策をしてください。

(*2) 三つの密:「密閉」、「密集」、「密接」

4 健康管理

ご利用日の朝に体温を測り、その結果と体調を職員にお伝えください。 ご利用者やご家族に発熱や風邪の症状がある場合は、利用をご遠慮ください。

※ 解熱及び症状がなくなってからの利用再開は、発熱の経過や受診時の診断をお聞きするとともに、解熱から 48 時間が経過していることを目途といたします。